

# 介護保険料改定

## 3年ごとの見直しを実施

### 多段階化と基金の活用により、保険料の上昇幅を抑制

介護保険制度では、3年ごとに保険料を見直すこととされています。今回改定した第1号被保険者(65歳以上)の第7期の保険料は、今後3年間に見込まれる区の高齢者人口および介護サービスにかかる費用の推計を基に下表のとおり定めました。

介護保険料の上昇幅を抑制するために、区では「介護給付費準備基金」を活用し、保険料基準額(第5段階)を年額64,800円(月額5,400円)としました。保険料の設定にあたっては、さらに負担能力に配慮し、これまでの15段階から16段階とし、保険料率(基準額に対する比率)も見直しました。

○非課税層の第1段階の保険料率は、第6期に引き続き、公

特別徴収(年金からの差引き)の方は4月・6月は前年度の保険料を基に仮徴収し、8月以降に新しい保険料段階を適用して保険料の調整を行います。

「納付をお忘れなく」  
介護保険料は、介護(予防)サービスの給付に充てられる貴重な財源です。

介護認定率は年齢とともに上昇し、75歳以上になると3人に1人が介護認定を受けるようになります。多くの方が介護サービスを利用しています。保険料を納めないでいると、ご自身に介護が必要となったとき、介護サービス等利用の際の自己負担割合が引き上げられ、高額介護サービス費が支給されない等の措置がとられる場合があります。負担増は、月額最大数十万円となることもあります。過去に保険料の未納がある方は、分割納付等の相談も承りますので、お問い合わせください。

課税層は現行の10区分から11区分とし、段階差額(1段階下の保険料との差額)が大きい第8段階の料率を見直し、負担感の緩和を図りました。

平成30年度の住民税が決定した後、6月中旬に介護保険料額決定通知書を送ります。普通徴収(納付書・口座振替)の方には6月か新しい保険料額となります。

# 第1回区議会定例会終わる

## 平成30年度各会計予算などを可決

平成30年第1回区議会定例会が、2月21日から3月29日まで(会期37日間)開かれました。今回の定例会では、「平成30年度江東区一般会計予算」など46議案について審議され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。なお、可決・同意された議案の内容は次のとおりです。

- 予算案件(8件)  
「平成30年度江東区一般会計
- その他の案件(6件)  
「特別区道路線の認定について

「進藤孝氏の江東区教育委員会委員選任同意方について」  
○意見書(4件)  
「特殊詐欺対策の推進を求め

「都市計画道路補助115号線(Ⅰ工区)道路改良工事請負契約」など

「特別区道路線の認定について」  
FAX(3647)0430

# 介護保険課資格保険料係

☎(3647)9493

FAX(3647)9466

旧段階 (平成27~29年度) (保険料率)	新段階 (平成30~32年度) (保険料率)	対象者	年額 (円)
第1(×0.45)	第1(×0.45)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下	29,160
第2(×0.65)	第2(×0.65)	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	42,120
第3(×0.7)	第3(×0.7)	120万円を超える	45,360
第4(×0.9)	第4(×0.85)	80万円以下	55,080
第5(×1.0) (基準額)	第5(×1.0) (基準額)	80万円を超える	64,800
第6(×1.15)	第6(×1.15)	125万円未満	74,520
第7(×1.3)	第7(×1.3)	125万円以上200万円未満	84,240
第8(×1.7)	第8(×1.65)	200万円以上300万円未満	106,920
第9(×1.75)	第9(×1.75)	300万円以上400万円未満	113,400
第10(×2.05)	第10(×2.05)	400万円以上500万円未満	132,840
第11(×2.1)	第11(×2.1)	500万円以上600万円未満	136,080
第12(×2.5)	第12(×2.5)	600万円以上800万円未満	162,000
第13(×2.8)	第13(×2.8)	800万円以上1,000万円未満	181,440
第14(×2.9)	第14(×2.9)	1,000万円以上1,200万円未満	187,920
第15(×3.0)	第15(×3.0)	1,200万円以上1,500万円未満	194,400
	第16(×3.1)	1,500万円以上の方	200,880

※第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階で、一定の条件(預貯金が200万円以下、介護保険料を滞納していないなど8項目)に該当する方には、申請により年額保険料から3,000円程度の減額が受けられる制度があります。  
※老齢福祉年金は明治44年4/1以前に生まれた方などで、国民年金発給当時すでに高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができない方を救済するための制度です。  
※表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。  
※平成30年度から土地・建物の譲渡所得は、特別控除後の金額が適用されます。また、第1段階から5段階は、公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されます。

# 国保・後期高齢者医療「山の家」

## 新緑に包まれて

春には新緑に包まれ、初夏にはしゃくなげ大群落が見ごろを迎えます。溪谷散策で季節の移り変わりを体感してみませんか。

山梨県山梨市三富地区民宿2軒、旅館3軒「交通電車」JR中央本線塩山駅または山梨市駅下車バス40分・55分/車・中央高速道路勝沼インターから35分  
55分  
入江東区の国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入の方、区内在住の方※区外在住の方は一般料金で利用できます  
「利用料金大人(中学生以上)6,090円、18,800円  
医療保険課医療係へ電話。

# 住民税・軽自動車税の納め忘れはありませんか

## 滞納者には財産の差押処分も

平成29年度以前の住民税(特別区民税・都民税)や軽自動車税を未納のままにしておくと、延滞金が増加されるだけでなく、財産の差押処分を受けることにもなりますので、早急な納付をお願いします。

### 納付方法・納付場所

- コンビニエンスストア
- 金融機関、郵便局
- 納税課(区役所5階7番)
- 各出張所
- ATM
- 金融機関のページ対応ATM
- ※コンビニエンスストア設置のATMはご利用できません。
- パソコン・携帯電話
- 金融機関のページ対応のインターネットバンキング
- ヤフージャパン公金支払いサイトからのクレジットカード

納付が難しいとき  
災害、病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい方は早めにご相談ください。

納税課徴収第一・第二係  
☎(3647)4153  
FAX(3647)8646

特別区民税・都民税(普通徴収)の納付は口座振替を  
平成30年度第1期分(7月2日(月)納期限)からの申込を受け付けています。キャッシュカードを使った「口座振替受付サービス」は、6月8日(金)まで、口座振替依頼書での申込は、5月21日(月)(区役所必着)までです※特別徴収と軽自動車税は口座振替できません。

なお、「口座振替受付サービス」は、生体認証カード・家族カードなど一部ご利用できないカードがあります。また、対象金融機関が限られますので詳細は、区ホームページをご覧ください。だくか、お問い合わせください。

納税課課収納推進係  
☎(3647)2063  
FAX(3647)8646

【区役所本庁舎の駐車場が有料になります】区役所本庁舎の駐車場は、土・日曜、夜間の有効活用と安定した歳入の確保等を目的に、10月(予定)から有料化します。24時間の有料時間貸駐車場とし、手続き、会議等で来庁された方の一部には減免措置を実施します。今後、公募により民間の運営事業者を選定します 区総務課総務係 ☎3647-4020、FAX3699-8773